

福祉当事者団体活動助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、高齢者や障がい者、介護者の他、何らかの生活課題を抱えた当事者の仲間づくりや情報交換、課題解決や改善に向けた活動に取り組む団体（以下、「団体」という。）に対して、社会福祉法人 早島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、活動費の一部を助成することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（助成対象）

第2条 助成金交付の対象となる団体は、次の各号に該当するものとする。

- （1）団体会員が10名以上の団体
- （2）会則等の組織運営ルールを規定し、会費等の自主財源を確保している団体
- （3）町内でおおむね年6回以上、福祉当事者活動を行っている団体
- （4）特別な活動（事業）を除き、その主となる団体活動に他の公的な助成等を受けていない団体

（助成金の種類）

第3条 助成金の種類は、次の各号に定める3種類とし、予算の範囲内で助成する。

- （1）「団体運営活動費助成金」として、年間の事務調整及び基礎的な活動費として、会員1人あたり別表に掲げる額を助成する。
- （2）「活動（事業）別助成金」として、福祉当事者の福祉増進を目的とする親睦（研修）活動や先駆的な活動（事業）等に対し、別表に掲げる額を助成する。
- （3）「福祉教育協力費助成金」として、公的機関が実施する町内の小中学生等を対象とした福祉教育目的の事業への協力時に、1回あたり別表に掲げる額を助成する。

（交付申請）

第4条 第3条に定める各助成金を受けようとする団体は、助成金交付申請書（様式第1号）に添えて、次の各号に掲げる書類を本会会長（以下、「会長」という。）提出しなければならない。

- （1）「団体運営活動費助成金」
 - ①団体会員名簿（様式第1号の2）
 - ②活動計画書（様式第1号の3）
 - ③予算書（様式第1号の4）
 - ④会則等
- （2）「活動（事業）別助成金」
特別活動（事業）計画書（様式第2号）
- （3）「福祉教育協力費助成金」
福祉教育事業実績報告書（様式第3号）

（交付決定）

第5条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めるときは、助成金交付決定通知書（様式第4号）により速やかに交付の決定を通知するものとする。

(実績報告等)

第6条 第4条、第5条により各助成金の交付を受けた団体は、活動が完了したときは速やかに所定の活動実績報告書(様式第5号)に添えて、次の号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1)「団体運営活動費助成」

①活動報告書(様式第5号の2)

②収支決算書(様式第5号の3)

(2)「活動(事業)別助成」

活動(事業)完了報告書(様式第6号)

(助成金の返還)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その全部または一部の返還を命ずることができる。

(1) 助成金の交付の申請について不正の事実があったとき

(2) 助成金を助成の目的以外に使用した事実があったとき

(3) 助成を行った活動を中止したとき

(4) 助成を行った活動を遂行する見込みがなくなると認められたとき

(5) 助成金額が当該年度の決算で総支出額を超えるとき

(6) その他、この要綱に違反したと認められたとき

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の別表を、平成24年 月 日から施行し、平成24年4月1日に遡って適用する。